

主な論点と対応の考え方

【継続検討】

1. 感染防止対策	
①対策の基準	1
②効果的な情報発信	2
③来道者対策	3
④検査体制の整備	4
2. 社会経済活動	
①経済活動の段階的な再開	5
②北海道スタイル	6
③学校教育の再考	6
3. 今後の方向性	
①ワクチン接種の推進	7
②ワクチン供給量の確保	8
③出口戦略の検討	9

【対応中・対応済】

1. まん延防止等重点措置の早期適用に係る国への要請	10
2. 市町村間におけるワクチンの配分調整	11
3. ワクチン接種の進捗管理	11
4. 差別・偏見の防止	12
5. 小中学校等におけるオンライン授業への対応	13

【資料追加】

1. 対策の経緯	14
2. 対策効果の把握	15
3. 感染傾向の把握	15
4. 医療提供体制の整備	16
5. 道のワクチン接種体制	17
6. 生活困窮者の実態把握	18

【継続検討】

1. 感染防止対策

①. 対策の基準

【第8回会議における意見】

- ・長期化による対策疲れがある中、必要性の根拠や解除の基準などを分かりやすく示すことが必要。
- ・対策の実行や解除については、基準を決めた以上、設定した基準どおりにやるべき。
- ・今後対策の実効性を高めるにはどうすべきか考えていく必要。明確な数値基準を示し、分かりやすく対策を行う必要。

対 応

【これまでの取組】

- 対策の決定時には、記者会見を行い、対策の考え方や必要性等についてデータを用いて説明するとともに、SNS等を活用して幅広く発信
- 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、独自の警戒ステージを設定し、7つの指標に基づき、ステージの移行等を判断

【今後の対応】

- 昨年から今年にかけての感染拡大期の経験と国の動向を踏まえ、警戒ステージの見直しを実施予定

※別紙1を参照

② 効果的な情報発信

【第8回会議における意見】

- ・ 対策への飽きや慣れがある中、行動変容を促すような分かりやすい情報発信が必要。
- ・ スポーツイベントでは50%の観客が認められるのに飲食では制限がつかなど政策の整合性がとれず、分かりにくい印象。
- ・ 夏の再拡大防止特別対策は、より強い措置に改訂されたが、道民や企業に伝わっていないことを懸念。報道機関の力も借りながら、広く道民に広報して欲しい。
- ・ 対策が長期にわたり、慣れや疲れもある中、道の発信が道民の行動変容につながっているのか。地域によって道民はどう思っているのか把握が必要。

対 応

【これまでの取組】

- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の下、国の基本的対処方針に基づき、イベントの開催制限や飲食店の時間短縮、酒類提供の自粛などの措置を実施。
- 措置の効果を発揮させるには、道民の皆様や事業者の理解と協力が重要。これまでも、道対策本部会議や記者会見などを通じて対策の考え方などについて、できる限り丁寧な情報発信に努めてきた。

【今後の対応】

- 現下の厳しい感染状況や変異株への置き換わりを踏まえた措置の内容や必要性等について道民や事業者に迅速かつ正確に伝えるため、ホームページやSNSを通じた発信、新聞広告や街頭ビジョン、大学のメーリングリストなど、様々なツールを活用した普及啓発を実施。
- 具体の感染事例からの引用や対策に関するQ&Aの作成、知事自らが記者会見でグラフや数値を用いて感染状況や人流の動向などを説明し、感染防止を呼びかけるなど、分かりやすく、丁寧な説明を行い、効果的な情報発信に努める。

《新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）》

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止 9) 重点措置区域における取組等

【飲食 P43】

感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、都道府県知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（宅配・テイクアウト除く。）に対する営業時間の短縮（20時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。

【イベント P46】

都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、観客の広域的な移動や催物前後の活動などで生じる、催物に係る感染拡大リスクを抑制し、また、催物における感染防止対策等を徹底する観点などから、主催者等に対して、法第24条第9項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限5,000人等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。

③ 来道者対策

【第8回会議における意見】

・道外から来道者が増えており、空港などでの水際対策や来道者への普及啓発が課題。

対 応

【これまでの取組】

- 国民の都道府県境を越える往来の自粛を効果的に求めていくためには、国による対応が必要であることから、全国知事会としても、夏休みシーズンにおける都道府県境をまたぐ旅行・移動は、可能な限り中止又は延期するよう国において強力に呼びかけることを求めた。

【全国知事会による国への意見】

《都道府県境を越える移動の抑制に係る意見 令和3年8月2日付知調二発第95号（抜粋）》

都道府県境を越える往来により感染状況の厳しい地域から全国へ拡散していくことを防ぐため、帰省や旅行等の人の移動が活発になるお盆を含む夏休み期間における都道府県境を越えた往来について、感染拡大防止の観点から本年は慎重に実施するか否かを検討するよう国民に対して求め、可能な限り往来を中止又は延期するよう政府として強く呼びかけること。併せて、やむを得ない事情により都道府県境を越える往来をする場合には、感染拡大防止のための十分な対策を行うよう求めること。

- 国においては、9月末まで国内6空港（羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡）において、北海道・沖縄県内の空港及び広島・福岡・鹿児島空港へ向かう便の希望する搭乗客を対象に無料PCR検査を実施。
- 7月16日に知事が羽田空港でPRを実施したほか、北海道どさんこプラザ羽田空港店のサイネージを活用した広報を実施。また、JAL、ANAに対しても働きかけを行い両社のHPにも掲載。
- 国の基本的対処方針では、都道府県は、緊急事態措置区域等の住民に対し、不要不急の帰省や旅行など、都道府県間の移動を極力控えるよう促すこととされている。
- 道は、来道を検討されている方に対し、不要不急の旅行や帰省など、来道を極力控えるよう要請しているほか、来道が避けられない場合には感染防止策や体調管理の徹底、出発前PCR検査の実施などをSNSを活用し発信するとともに、道内・道外企業等を通じ呼びかけ。

④ 検査体制の整備

【第8回会議における意見】

- ・ 検体の運搬などのロジ部分も含めて対応することで、検査体制の拡充と言えるのではないか。

(座長意見)

- ・ ロジ部分も含めた整備状況について、次回までに整理願う。

対 応

【今後の対応】

- 広大な面積を有する本道において、感染拡大防止対策を適確に進めるためには、検体の搬送体制の構築は、重要な課題。
- 道では、検体の搬送については、道衛研等への郵送を基本としているため、時間を要する事例もあったが、これまでも必要に応じて運送業者への委託を行ってきたほか、今年度からは新たに会計年度任用職員などによる搬送を開始するなど、搬送の迅速化に取り組んでいるところ。

2. 社会経済活動

① 経済活動の段階的な再開

【第8回会議における意見】

- ・これまでの対策が事業継続に及ぼしている効果等について検証を行い、今後の支援策の検討に反映することが重要。
- ・医療体制のひっ迫、とりわけ重症者病床の状況を注視し感染対策を打った上で、地域経済対策を適宜行ってほしい。
- ・感染状況やワクチン接種状況を見極め、感染が落ち着いた地域から「新しい旅のスタイル」や「どうみん割」の再開など、需要喚起策を効果的なタイミングで講じる必要がある。

対 応

【これまでの取組】

- 感染状況に応じて国の分科会報告や感染状況の分析結果を踏まえ、道内事業者の経済的な影響を定期的に把握し、感染対策を講じてきたが、感染症の影響の長期化により、中小・小規模企業を取り巻く環境は厳しい状況。

【今後の対応】

- 制度融資や相談支援などにより、幅広い事業者を支援するとともに、感染状況を慎重に見極めながら様々な消費喚起策なども段階的に実施を検討。
- 「新しい旅のスタイル」等の今後の開始については、感染状況が十分に落ち着いている場合に実施することとし、その実施時期については、全道及び各圏域の感染状況等を十分に踏まえて、慎重に検討する。

《GoToEatキャンペーン事業の再開》

本道の「GoToEatキャンペーン事業」については、テイクアウト・デリバリーに限定して、8月19日から販売を再開。

② 北海道スタイル

【第8回会議における意見】

- ・より強調すべきポイント、新たに加えるべきスタイルや分かりやすく訴える方法など「北海道スタイル」のアップデートを検討すべき。

対 応

【これまでの取組】

- 北海道スタイルについては、これまで、取組ポイントの明示やステッカーの配布などを通じ、飲食店をはじめ事業者の方々が取り組んでいる感染症対策を利用者の皆様が視覚的に確認できるようにする取組などを進めるとともに、北海道スタイルの専用ホームページを開設し、新規感染者数や道内各地の人出の状況を毎日更新するとともに、道内各地の事業者の取組事例を紹介するなど「見える化」を進めてきた。

【今後の対応】

- 今後も、人出やマスク着用の状況といった北海道スタイルの実践状況をわかりやすく「見える化」して、現状を正しく理解いただくことにより、道民の皆様や事業者の方々の自発的な感染防止の取組を幅広く促していくなど、北海道スタイルの理解と実践がより一層進展するよう取り組む。

③ 学校教育の再考

【第8回会議における意見】

- ・教育現場では学校教育の再考（指導の個別化、学習の個性化、行事の精選など）が進んでおり、この機会に学校と保護者だけではなく、社会での議論が進むと良い。

対 応

【今後の対応】

- 道教委では、新たな教育推進計画の策定に向けて検討を進めているところであり、GIGAスクール構想の進展など、近年の教育を取り巻く状況を踏まえながら、アフターコロナの時代に求められる教育のあり方について議論を進めていく。
- 新しい時代にふさわしい学校教育の実現に向け、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むコミュニティ・スクールと、地域と学校が協働して教育活動に取り組む地域学校協働活動の一体的展開を進め、子ども一人一人に、これからの時代に必要な資質・能力の定着を図っていく。

3. 今後の方向性

① ワクチン接種の推進

【第8回会議における意見】

- ・ ワクチン接種について、今後は若者に対する対策が必要。
- ・ 20～30 歳代のワクチン接種が進んでいないが、道として接種の意義など広く道民に伝えて欲しい。
- ・ 今後は若年層のワクチン接種が重要だが、接種に関する誤った情報も流れているようなので、正しい情報発信をお願いしたい。

対 応

【今後の対応】

- 一般向け接種の本格化に向け、今後、道として、大学拠点接種実施校と連携した取組など、若年層に向けたワクチン接種の促進等に係る広報活動の実施を検討中。
- その際、ワクチン接種はあくまで本人の希望に基づくものであり、接種の有無による差別とならないよう十分留意しつつ、接種を終えても基本的な感染対策の必要性は変わらないことや、接種の意義、副反応の状況など、正しい理解が得られるよう、積極的な情報発信に努める。

◆今後の広報の考え方(案)

①大学生等に向けた広報

大学拠点接種実施校を中心に、大学等と連携した広報を実施。

例) 学内でのポスター掲示や学内報など、大学等の既存媒体を活用

②12 歳以上の接種対象者(特に若年層)に向けた広報

幅広い層へ訴求する広報活動、企業向けのワクチン休暇の広報を実施。

例) SNS を含む道広報媒体, TV・新聞・WEB 広告や街頭ビジョン等の活用
知事メッセージ、企業等との連携による PR など

【参考】若年層のワクチン接種率(8/17 現在) ※別紙 2 を参照

12～19 歳 1 回目： 8.1%、 2 回目： 3.3%

20～29 歳 1 回目： 17.9%、 2 回目： 10.3%

30～39 歳 1 回目： 19.2%、 2 回目： 10.8%

② ワクチン供給量の確保

【第8回会議における意見】

- ・十分なワクチンを確保し、市町村に供給するよう国に要望すべき。
- ・ワクチンの配給量確保に向け、引き続き国に要望をお願いしたい。

対 応

【これまでの取組】

- 道では、これまで、ワクチンの供給スケジュール等について国から情報収集するとともに、安定的な供給等について、国へ随時、要望してきたほか、8月1日には、全国知事会としても、ワクチン接種の円滑な実施について緊急提言。

※別紙3参照

【今後の対応】

- 今後も、あらゆる機会を通じて国へ要望

《全国的な感染拡大を受けた緊急提言（R3/8/1、一部抜粋）》

4. ワクチン接種の円滑な実施について

- 都道府県の大規模集団接種や職域・大学拠点接種の状況も踏まえつつ、本来基本とすべき予防接種法に基づく市区町村の接種が他に優先して着実に実施できるよう、地域の接種体制づくり等の実情を踏まえつつ、円滑な接種が大都市部・地方部を問わず可能となるよう迅速に改善すること。

③ 出口戦略の検討

【第8回会議における意見】

- ・ ワクチン接種が進展すると、福祉施設等における面会など、行動変容も新たな形で考えていく必要。
- ・ ワクチンは安全な行動のベースとなるもの。接種率の状況を踏まえ、少しずつ普通の行動を取り戻すためのステップを示すべき。

対 応

【これまでの取組】

- 全国知事会を通じて、国に緊急提言を行い、諸外国の情報の分析・提供、ワクチン接種の進捗に応じた社会経済活動の正常化に向けた道筋の提示などについて要請。

《全国的な感染拡大を受けた緊急提言（R3/8/20、一部抜粋）》

4. ワクチン接種の円滑な実施について

(1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- コロナ禍からの「出口戦略」も視野に入れた上で、諸外国の状況や接種を通じて蓄積されたエビデンスも踏まえ遺伝学の専門家の知見も加え、情報の分析・提供を行い、接種の進捗に応じた社会経済活動の正常化に向けた道筋を提示するなど、ワクチン接種に対する国民の理解促進に一層注力すること。

【今後の対応】

- 国は、基本的対処方針において、医療負荷への影響や社会経済活動の変化等の今後の見通しについて、技術実証等を行いながら検討を進めることとしていることから、道としては、こうした国の動向を注視しながら、対応について検討する。

《新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針》

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ⑪ ワクチン接種率の向上がもたらす、感染レベルや医療負荷への影響、社会経済活動の変化等、今後の見通しについて、技術実証等を行いながら、分科会と連携しつつ、検討を進める。

【対応中・対応済】

1. まん延防止等重点措置の早期適用に係る国への要請

【第8回会議における意見】

- ・まん延防止等重点措置を早期に適用いただけるよう、運用の見直しを国に求めていくべき。
- ・今後、夏休み等で人流増加が予想される中、対策の実効性を高めるためにもまん延防止等重点措置の早期適用を改めて国に強く要請いただきたい。
- ・法的裏付けのある指導や、時短等の措置の実効性を高めることが不可欠なことから、「まん延防止等重点措置」が早期に適用されるよう、引き続き、国への働きかけをお願い。

対 応

- 全国知事会を通じて、国に緊急提言を行い、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の機動的な発動及び適用に要するまでの時間短縮を要請。

《全国的な感染拡大を受けた緊急提言（R3/8/1、一部抜粋）》

1. 第5波の抑え込みに向けた徹底した感染拡大防止策について

- 感染状況に即応し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置を現場の実情を把握している知事の要請に応じて機動的に発動すること。あわせて、国会報告等の国会関連も含めて手続の簡素化・迅速化を図り、適用までに要する時間を短縮すること。

- 道では、7月20日及び26日に、特措法に基づく「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として公示されるよう、国に要請。7月30日に、「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として決定。

2. 市町村間におけるワクチンの配分調整

【第8回会議における意見】

- ・ワクチンを必要とするところにしっかり配分できるよう振興局単位で進捗をチェックし、柔軟に調整していただきたい。

対 応

- 道内の市町村に対する、ファイザー社製ワクチンの第12クール(8月下旬)までの配分後では、12歳以上の接種対象人口に対する供給率が、115団体において80%を超える。
- こうした供給率が高い市町村では、余剰ワクチンが生じる可能性がある一方、都市部を中心に、相対的に供給率が低い市町村においては、ワクチンの確保が課題となっている場合もある。
- このため、ワクチンの有効活用の観点から、市町村の接種実績等を把握した上で、接種対象人口に対する供給率が高い市町村から、ワクチンを必要とする市町村への融通を、道が積極的に調整する。

※別紙2参照

3. ワクチン接種の進捗管理

【第8回会議における意見】

- ・ワクチン接種についてVRSの入力遅れがないよう工夫してほしい。予約システムも含め、民間の力を借りるなど、利便性を高めていただきたい。
- ・道と札幌市が公表するワクチン接種率の違い、実態に近い数値による情報の発信や説明も必要。

対 応

- VRS(ワクチン接種記録システム)への接種実績の入力については、接種実績の把握のため、市町村や医療機関に対し、迅速かつ確実な入力をお願いしているほか、VRSの入力に係る人件費については、全額国交付金の対象となることから、委託等民間業者の活用についても助言してきた。
- 職域接種についても、今後その進捗を把握するためには、同様に迅速かつ確実なVRS入力が不可欠であることから、職域接種実施企業等に対しても積極的にお願いしていく。
- 各市町村において公表している接種率については、それぞれの市町村の判断により、V-SYSの数値を公表している場合もあるが、道としては、国と同様にVRSの数値を用いて公表している。

※別紙2参照

4. 差別・偏見の防止

【第8回会議における意見】

- ・差別・偏見の防止に関して、道ではHPで相談事例を紹介しているが、差別とされる行動をする方は、なぜそれが差別と言われるのかわからない場合もあることから、その行為が行きすぎた行為であるということまで踏み込んで表現することが望まれる。

[道のHPで紹介している相談事例]

- ・職場がクラスターとなったことで、子どもの保育園への登園を拒否された。
- ・道外に私事旅行中、職場からの執拗な動向確認があった。
- ・感染者が発生した近隣ビルで飲食し、翌日に発熱したので休暇を取ったが、次の日には体調が戻り出勤したところ、職場から自宅待機を命ぜられた。
- ・コロナ陽性の療養後、近所のかかりつけの病院に行ったところ、裏口から入るように言われた。
など

対 応

- 有識者会議におけるご意見や最近の相談事例を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動することの必要性など、感染症に関連した差別や偏見をなくすよう呼びかける啓発資料を新たに作成、ホームページ等を通じて周知していく。

5. 小中学校等におけるオンライン授業への対応

【第8回会議における意見】

- ・感染が拡大した場合には、小中学校においてもオンライン授業の整備を、夏季休業中に進めていただきたい。

対 応

- 臨時休業の場合においても、小・中学校に整備された1人1台端末を効果的に活用した教育活動を展開することが重要。
- 道教委では、市町村に対し、端末の持ち帰りや家庭におけるWi-Fi環境の整備を支援してきた。
(サツドラホールディングスと連携し、企業が端末等を貸し出す仕組みを構築する「まなLabo(ラボ)」事業、実践校を指定し、家庭におけるICT環境を整備し、オンラインを活用した家庭学習支援を行う「オンライン学習導入モデル事業」、オンライン授業の取組や端末の持ち帰り事例の情報提供)
- 今後も、1人1台端末を活用したリモートによる健康観察をはじめ、学習課題や授業動画の配信、双方向のオンライン学習などを積極的に実施するよう、各教育局から各学校の課題に応じて個別に指導助言。
- 地域や学校等の実情を踏まえた効果的な事例の普及啓発や相談窓口の拡充など、市町村や学校の取組を積極的に支援していく。

【資料追加】

1. 対策の経緯

【第8回会議における意見】

- ・ GW前後の対策について、なぜ遅くなったのか、何がネックだったのか振り返りが必要。後ろ向きの観点ではなく、前向きで建設的な検討を願う。
- ・ 国の対策やアナウンスが都道府県の対策に大きく影響する中、この間の国との関係においてどう判断してきたかを検証すべき。

対 応

【検討開始から要請に至るまでの経過】

- ・ 4月23日 道内の感染状況が、要請検討の目安を越えたため、知事から、国への要請に向けた検討を指示。

[要請検討の目安]

道では、全道の新規感染者数が道の警戒ステージ4の目安（人口10万人あたり15人/週）を超えるおそれがあり、当該地域の医療の提供に支障が生ずるおそれがあるときに、まん延防止等重点措置の要請を検討

- ・ 4月23日 酒類の提供自粛や大規模集客施設の時短など、国の基本的対処方針が大きく変更されたことを踏まえ、重点措置の内容について、同日以降、札幌市と継続的に協議を実施
- ・ 4月23日 人流を確実に抑えていくため、市内の外出自粛や時短など、独自の強い対策を決定、実施
 - ～ 時短要請の実施状況や人流の動向等を見極めながら、感染状況等について国と情報共有
- ・ 5月2日 北海道及び札幌市の新規感染者数が過去最多を更新
- ・ 5月3日 市内の感染が拡大していることから、知事と札幌市長が協議し、まん延防止等重点措置の国への要請、独自措置の強化について認識が一致
- ・ 5月3日 札幌市長との協議を踏まえ、有識者等に意見を聴取
- ・ 5月5日 対策本部において、国への要請を決定
- ・ 5月5日 国へ要請

【他県及び国の動き】

- 全国で感染拡大が続き、4月上旬からまん延防止等重点措置の対象都府県が順次追加される中、他県とは感染状況やそれまでの対策の状況が異なることを踏まえ、道としては、他県や国の動向などの情報を収集しながら、検討

2. 対策効果の把握

【第8回会議における意見】

- ・対策（インプット）と効果（アウトプット）が分かるような整理が必要。
- ・時短要請について20時と21時の1時間の違いがどういうものなのか具体的に示した方がよい。
- ・「人流・対策・効果」の三者の関係について、数字を伴った整理が必要。

対 応

- 別紙4のとおり。

3. 感染傾向の把握

【第8回会議における意見】

- ・感染リスクが高い行動などの傾向を示すことで、一人一人の行動変容に反映してもらえるのではないか。

(座長意見)

- ・典型的な感染パターン・類型化について、次回までに整理し、お示し願う。

対 応

【感染の傾向】

(事業所での感染例)

- 複数の事業者が使用する仮事務所(プレハブ等)の例
 - ・作業現場などで複数の事業者が共用する事務所（トイレや洗面所等共有）内
 - [対策] 親会社を中心となり、事務所内での感染予防対策を徹底

(職場・学校での感染例)

- 既に症状があるにも関わらず出勤(登校)する例
 - ・症状が出てから数日間勤務するため接触者が増える
 - [対策] 職場として症状がある者の休暇を徹底
出勤後、症状が出た場合の報告と早退を徹底

- 学校の部活動(練習試合、大会参加等)の例
 - ・道内、道外への遠征、外部からの指導者
 - [対策] 部活動における感染予防対策を徹底

(旅行(帰省)での感染例)

- 道内外から(への)出張や帰省の例
 - ・帰省し、久しぶりに会う親族と実家などで会食
 - ・会議等での出張し、普段会わない他地域の職員と懇親会 など

※ その他、本年4月に「集団感染事例集」を取りまとめ、HP等を通じて情報発信(別紙5)を参照。

4. 医療提供体制の整備

【第8回会議における意見】

- ・実際の病床ひっ迫度合いや、様々な局面に応じた医療提供体制に言及しうる資料の提示をお願いする。

(座長意見)

- ・病床拡大と実際に入院が必要な人数との対比も次回までに整理願う。

対 応

○ これまでに病床確保計画や感染者急増時の緊急的な患者対応方針を策定し、地域全体で必要な一般医療の提供体制を維持しつつ、新型コロナ感染症の感染状況に応じて適切に対応できるように、3段階のフェーズを設定し、8月18日現在、フェーズ3として全道で最大1994床を確保している。

○ コロナ対応に当たっては、感染防御の観点から、病棟内ゾーニングと適切なPPE（個人防護具）による対応が基本となっていることや、患者の症状などにより通常医療提供時よりもマンパワーや時間を要することがあるため、コロナ対応医療機関は、マンパワーを確保するために、確保病床に加え、一般病床を一定数休止。

現状では、道内で稼働している一般病床47,589床の約1割をコロナ用として対応。

○ さらなる病床の確保に当たっては、新型コロナ感染症の感染状況は勿論のこと、一般医療への影響も鑑みながら、判断をしていくことが必要。

道としては、引き続き、札幌市と連携・協働して病床数の確保に努めるほか、宿泊療養施設や自宅療養、入院待機ステーションの活用も図るなどして、感染拡大期においても、感染者の方々が必要な医療や適切な療養を受けることができるよう、持続的・効果的な医療・療養体制の充実に向け、取組を進める。

【一般病床に占めるコロナ病床の割合】

3次圏	一般病床(許可病床)		感染症病床 (結核含)	稼働+ 感染症	コロナ 病床
		うち稼働			
道南	5,009	4,710	29	4,739	193
道央	32,070	28,632	137	28,769	1,050
道北	6,320	6,024	42	6,066	302
オホーツク	2,689	2,394	8	2,402	118
十勝	3,261	3,126	6	3,132	129
釧路・根室	2,883	2,703	18	2,721	202
全道計	52,232	47,589	240	47,829	1,994

※ 上記のほか、コロナ病床を運用するための休止病床が約2,600床存在する。

※別紙6参照

5. 道のワクチン接種体制

【第8回会議における意見】

- ・ 医療従事者への接種が開始された3月から、ワクチンの対策部門が設置された6月にかけてのワクチン接種体制に係る道の考え方を整理する必要。

対 応

- 本年1月に指揮室内に新たにワクチン等予防対策班を設置し、これまで、国の政策変更や業務量の増嵩等に併せ、庁内各部からの応援職員による増強を含めて、市町村へのワクチン供給などの各種課題に対応。

■令和3年1月

➤ 1月1日：指揮室ワクチン等予防対策班設置(4)

※()内は兼務職員を含む班員総数(以下同じ)

- ・ ワクチン接種は、予防接種法に基づき、市町村を実施主体とした上で都道府県の協力の下実施することとされたほか、医療従事者向け優先接種は都道府県が調整等の事務を担うこととされたため、指揮室内に新たにワクチン等予防対策班を設置。

■2月 医療従事者(国立病院機構等の医療機関)向け先行接種開始

■3月 医療従事者向け優先接種開始

■4月 高齢者向け優先接種開始(終了した市町村から順次一般向け接種へ移行)

➤ 4月1日 感染症対策課設置(感染症予防対策担当課長の新設等)(10)

- ・ 国が、7月末までに希望する高齢者への接種完了の目標を示すなど、都道府県の役割も変容・増加。

■6月 職域接種開始

➤ 6月1日 ワクチン班内に戦略担当、特別接種担当等を設置(29)

- ・ 関係機関と一体となりワクチン接種を着実に展開し、加速化を図りながら効果的に実施されるよう、ワクチン班の体制を強化。

■7月

➤ 7月16日 「新型コロナウイルスワクチン地域連携室」設置(35)

- ・ 市町村との十分な連携体制を構築し、地域におけるワクチン接種の更なる加速化を図るため、本庁に「新型コロナウイルスワクチン地域連携室」を新たに設置。
- ・ 各振興局に「ワクチン支援班」を設置するなど、地域への支援を一層充実するための体制を整備。

6. 生活困窮者の実態把握

【第8回会議における意見】

- ・非正規職員や一人親世帯などの生活支援が必要な人の現状・実態等の把握が必要。

(座長意見)

- ・生活困窮者対策について、可能な範囲で現状分析、情報提供願う。

対 応

【生活困窮者支援】

- 経済的困窮をはじめとして、病気、住まい、家計管理等の複合的な課題を抱え、生活に困窮する方々の実情に即した支援を充実させていくため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、これまで生活福祉資金の緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付事業を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業や住宅確保給付金事業などを実施してきた。
- さらに、今年度から、訪問支援体制の強化や家計改善に向けた専門的な支援を実施するなど、多様な取組を重層的に進める体制を整えている。
- また、国の新型コロナウイルス感染症に関する追加支援策により、今年度の7月から、生活福祉資金特例貸付の貸付上限に達するなど、特例貸付を利用できない世帯で、収入要件や資産要件が一定の水準以下の生活保護に準じる世帯に対して、3ヶ月で最大30万円を支給する新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を実施している。

■生活福祉資金特例貸付の貸付状況

- ・長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方々などを対象とした生活福祉資金の特例措置に対して、これまで280億円を超える予算を措置しており、貸付実績では、特例貸付が開始された昨年3月25日から直近の6月末で、約99,000件、約341億となっている。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度	令和2年度		増 減 ②－①
	※2 ①	※3 ②	令和3年6月末まで 累計	
件数 ※1	146 件	71,393 件	99,349 件	71,247 件
貸付金額※1	12,956 千円	23,414,516 千円	34,063,137 千円	23,401,560 千円

※1 緊急小口資金、総合支援資金(初回貸付分・延長貸付分・再貸付分)を合計した件数及び貸付金額。

※2 令和元年度は特例貸付実施前の本則運用分。

※3 令和2年度は、特例貸付が開始された令和2年3月25日から令和3年3月末までの数。

対 応

■生活困窮者自立支援事業による自立相談支援事業の相談件数状況

- ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所を設置する自治体の自立相談支援機関において、生活に困窮される方々からの様々な相談に対応している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度 ①	令和2年度 ②	増 減 ②-①
新規相談件数 (全道)	8,849 件	26,064 件	17,215 件

■生活困窮者自立生活支援事業による住宅確保給付金の支給状況

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、昨年の4月20日から、「休業等に伴い収入が減少し、住居を失うおそれがある世帯」に対しても、家賃相当額を給付してきており、令和元年度と令和2年度の全道の支給決定世帯数及び金額の比較では、それぞれ約28倍、約48倍と大幅に増加している。

(新型コロナウイルス感染症の拡大前後による比較)

	令和元年度 ①	令和2年度 ②	増 減 ②-①
件 数	96 件	2,718 件	2,622 件
支給額	9,615 千円	462,068 千円	452,453 千円

■生活保護の申請状況等について

- ・全道の保護申請件数は、令和元年度は15,447件、令和2年度は15,375件と72件減少している。
- ・令和元年度から令和2年度にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響等を考慮した生活福祉資金の特例貸付など、生活を支えるための各種支援策により、社会経済情勢が厳しい状況にある中であっても、人口減少などによる影響も想定されるが、生活保護申請の増加に繋がっていないものと考えられる。

対 応

【ひとり親世帯への支援】

- 令和2年度に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給した。

＜支給対象者＞

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 公的年金等を受給していることにより、上記手当の支給を受けていないが、収入が支給制限限度額を下回っている者
- ③ 上記手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、その収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている者

＜北海道及び道内各市の支給実績＞ ※政令市・中核市を除く

・上記対象者への基本給付の支給実績は次のとおり

対象者① 50,686 世帯（支給総額 3,322,580 千円）

対象者② 1,989 世帯（支給総額 126,360 千円）

対象者③ 2,563 世帯（支給総額 170,510 千円）

・上記対象者①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した者に対する追加給付の支給実績

9,715 世帯（支給総額 485,750 千円）

- 上記支給実績より、児童扶養手当の支給を受けている約5万世帯の20%程度となる約1万世帯が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変している現状が明らかとなっている。